

海外進出した中小企業のための 税務調査で課税を受けないためのチェックポイント

～NPO法人 役立つ税理士協議会～

- 日時：平成25年8月6日（火） 13：30～15：30（受付13：00～）
- 場所：大阪中小企業投資育成株式会社 セミナールーム（参加者には別途地図をFAX）
- 料金：無料
- 対象：企業経営者、経営幹部

**無料個別相談、
事前予約有り！！**

セミナー内容

海外で事業を行う中小企業はこの10年で1.4倍に増加する一方、海外取引に対し日本の税務当局が課税した件数は35倍、申告漏れとされた金額で10倍と大きく増加しています。

これは、多くの会社が現地でビジネスを行う際のリスクには関心を持つものの、日本の税制面での対応を見落としのまま海外事業を進めてしまったことが一つの原因と考えられます。

例えば本社から海外の子会社に製品を販売する場合、その販売価格は税法で定める一定のルールに従って決定する必要がありますが、税務調査で指摘を受けた会社の多くはそのルールへの対応を十分行わないままに取引を進めておられました。

その結果、海外事業が軌道に乗り利益を計上するようになった段階でこれまでの本社との取引には問題があるとして税務調査で指摘を受けた、というものが事案の多くを占めておりました。このような海外取引に対する課税の問題は、海外進出の初期段階で注意すれば本来避けることができたものです。

そのため本セミナーでは、海外進出をされた中小企業の皆様に対し、海外取引に対する課税事例をもとに、海外展開を進めるうえで注意してほしい税務上のポイントをわかりやすく解説致します。



税理士法人 ネクサス 税理士 高橋 智則

2つの税理士法人での勤務を経て、KPMG 税理士法人・国際事業アドバイザーに入所。
KPMG では様々な日系多国籍企業に対する移転価格リスク分析、グローバル移転価格ポリシー立案・導入支援、移転価格文書作成支援、各国税務当局との事前確認・相互協議申請合意サポート、移転価格調査対応などの移転価格政策を中心とした国際税務戦略についてのアドバイザー業務に携わる。
その後、税理士法人ネクサスにキャリアパートナーとして参画。



FAX: 06-6459-1703

当該参加申込の情報は本フォーラム講師機関と共有利用いたしますが、フォーラムのご案内以外の目的で利用することはありません。

『海外進出した中小企業のためのセミナー』(H25. 8/6) 申込書(三行)～後日受付書をFAXいたします。

| | | |
|------------|-------------------------|-------|
| 会社名 | TEL | |
| 所在地 〒 | FAX | |
| 部署 役職 | フリガナ 受講者氏名 e-mail | |
| 当日の無料個別相談会 | 希望する | 希望しない |

☆お問合せは、大阪中小企業投資育成株式会社 担当/森下 TEL 06-6459-1700
〒530-6128 大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル28階